

都民安全推進本部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和2年11月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	1	0	2	0	33	0	36

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（令和2年11月分）

▶ （都民の声）

高齢ドライバー向け安全運転支援装置設置補助金の利用を検討しているが、どのような手続きをとるべきか。また、国の補助金と併用できるか。

（対応）

都の高齢者安全運転支援装置設置補助制度は、都内在住の高齢者が、ペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有する安全運転支援装置を1割程度の本人負担で購入・設置できるよう、取扱事業者に対し、都が費用の5割程度を補助（補助限度額は6万円/台）するものです。

国が実施しているサポカー補助金（※3）との併用はできません。

【対象となる高齢者の要件】

- ・令和3年3月31日現在で70歳以上となる方であること
- ・運転免許証を有すること
- ・装置を設置しようとする自動車が自家用であること

【補助制度の手続き】

- ・装置の購入・設置を希望する高齢運転者は、取扱事業者（※1）の店舗にご相談ください。
- ・店舗で、車の状態や要件について確認を受け、設置日を予約してください。
- ・予約日に、ご本人が来店し、運転免許証・自動車検査証（※2）をご提示のうえ、申込書をご記入・ご提出してください。
- ・店舗にて本人確認ののち、装置を購入・設置したあと、店舗から使用方法をご説明します。
- ・ご本人は本人負担分の金額をその場でお支払いください。

【国の補助金（※3）との関係】

また、都内在住の満65歳～69歳で自家用車両を有する方や、満65歳以上で事業用車両を有する方は、国が実施しているサポカー補助金（※3）の対象となる可能性があります。都の補助制度との併用はできません。

※1 最新の取扱事業者の一覧や店舗連絡先等については都民安全推進本部ホームページをご覧ください。

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/koureisha/hojokin/tomin/>

なお、事業者により取り扱う装置の種類は異なります。車種や年式により、装置を設置できない場合もありますので、お持ちの車が装置に適合した車種

であるかどうか等については、取扱事業者や各店舗にご相談ください。

店舗を地図から探す場合は以下のリンクからお探しく下さい。

https://www.google.com/maps/d/embed?mid=ldgwUfjqK8oyde54_x6xPed_yjJ2S9J5o&ll=35.697375550577824%2C139.49466287717223&z=11

※2 店舗で写しを取らせていただきます。

※3 詳細は以下のホームページ（一般社団法人次世代自動車振興センター）をご覧ください。

<http://www.cev-pc.or.jp/>